

事務連絡
平成27年11月16日

各都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
交通・環境部長 荻原正吾

**平成27年度低公害車普及促進対策費補助金(CNG・ハイブリッドトラック)
の2次募集に係る交付申請の受付期間等について(国土交通省)**

平素は種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、国土交通省より別紙のとおり低公害車普及促進対策費補助事業に係る交付予定枠の2次募集を行う旨通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、補助金交付予定枠の申込み状況によっては、予算の関係上、予算額に達した日以降に受け付けた申込みについて交付予定枠の内定が出来なくなりますので、その旨合わせて貴協会傘下の会員事業者に対し周知いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

・平成27年11月11日付け「平成27年度低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）の2次募集に係る交付申請の受付期間等について」

<本件に関する問い合わせ先>

全日本トラック協会 交通・環境部 吉田、松本
TEL：03-3354-1045

国自環第 157 号の 2
国自貨第 87 号の 2
平成 27 年 11 月 11 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国 土 交 通 省

自動車局環境政策課長

自動車局貨物課長



平成 27 年度低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）
の 2 次募集に係る交付申請の受付期間等について

平成 27 年度低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）の 2 次募集に係る補助金の執行については、「低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）交付要綱」（平成 27 年 4 月 9 日付け国自環第 6 号、国自旅第 4 号、国自貨第 3 号。以下「環境対応車交付要綱」という。）及び「低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）に関する運用方針」（平成 27 年 4 月 9 日付け国自環第 8 号、国自旅第 6 号、国自貨第 5 号。）によるもののほか、環境対応車交付要綱第 5 条第 1 項の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 交付予定枠の申し込み期間（環境対応車交付要綱第 5 条第 1 項）

平成 27 年 11 月 18 日から平成 27 年 12 月 4 日まで

(2) 通常申請（環境対応車交付要綱第 5 条第 1 項）

①申請対象車両 平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に新車新規登録（使用過程車の環境対応車への改造の場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、(1) の申し込みを行い、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 平成 27 年 12 月 16 日から平成 28 年 1 月 15 日まで

(3) 実績申請（環境対応車交付要綱第5条第2項）

- ①申請対象車両 平成27年4月1日から平成28年1月31日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、(1)の申し込みを行い、地方運輸局長から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、平成27年12月16日までに登録されたものについては、平成28年1月15日までを申請受付期間とする。